

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙について、原告らが、公職選挙法に定める議員定数配分規定は、憲法に違反し、無効であるから、これに基づき施行された同選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 判断の概要

(1) 憲法上要請される投票価値の平等の意義について

憲法は、投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねている。したがって、投票価値の平等は、重要な要因の一つではあるが、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、直ちに憲法に違反するという事はできない。これまでの最高裁判所判決が示すとおり、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該定数配分規定が憲法に違反すると解するのが相当である。

(2) 本件定数配分規定の合憲性について

本件定数配分規定を定めた平成27年改正は、投票価値の平等の要請に応えるため、初めて都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを見直し、一部の選挙

区について合区をし、かつ、議員定数について10増10減をするという大規模な改正であった。また、その結果、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく選挙区間の最大較差は、2.97倍に、本件選挙日における同最大較差は、3.08倍になったのであり、従前と比べると、最大較差は、大きく縮小することとなった。

しかしながら、投票価値の平等の要請が、憲法上の要請であるのに対し、都道府県を参議院議員の各選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はなく、都道府県の意義や実体等をもって選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りず、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消するためには、都道府県を各選挙区の単位とする仕組み自体の見直しが必要であることは、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決がより明確に、より踏み込んで説示しているところである。本件定数配分規定は、上記の合区に係る2選挙区を除けば、基本的には都道府県を各選挙区の単位とするものであって、正当化すべき特別の理由がないまま約3倍もの選挙区間の最大較差を残し、投票価値の平等の要請という、憲法上の要請に応えた内容とまでにはなっていない。したがって、本件定数配分規定は、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決が認めた著しい不平等状態を残しているものといわざるを得ない。

本件選挙当時における投票価値の不均衡は、なお違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるというべきである。

(3) 立法裁量のための合理的期間の徒過について

憲法は、投票価値の平等という憲法上の要請に反した定数配分規定が存在し、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると司法権がより踏み込んで繰り返し明確に指摘しているにもかかわらず、その速やかな是正がされないという事態を想定していないというべきである。平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙まで上記のような事態が、既に3年8か月以上継続していることを踏まえると、国会の裁量権の限界を超えていると解する余地もあると

いわざるを得ない。

しかし、上記の是正をするためには、都道府県を単位とする選挙区制度という、昭和22年に制定された参議院議員選挙法以来、約65年以上に及ぶ歴史があり、国民に広く定着しているといえる選挙制度を抜本的に見直すということについて、様々な意見がある中で、広く国民の理解を得ながら見直しを進めていかなければならない。また、その見直しに際しては、諸々の論点を、憲法における二院制の本質的な機能や役割、今日に至る参議院の歴史、現在の社会的、政治的状況、さらには将来に向けた我が国の議会制民主主義の在り方について慎重に議論を尽くし、理解を得ながら結論を出さなければならない。そして、平成27年改正は、不十分ながらも前記各大法廷判決の趣旨に沿ったものであるところ、前記各大法廷判決の趣旨を漸次的な見直しを重ねることによって実現させていくこと自体は、国会の裁量に係る現実的な選択として許容される。さらに、国会は、平成31年の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえ、選挙区間における議員一人当たりの人口の格差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて「必ず」結論を得るとした附則を定めている。これは、国会が、様々な事情や隘路があろうとも、前記各大法廷判決の趣旨に沿った検討をし、是正を実現させる責務を果たすことについて、曖昧さを排して、最終的とも言うべき決意を端的に表明したものである。

以上に挙げた諸般の事情の下においては、本件選挙の施行に先立つ国会の取組が、国会の裁量権の限界を超えていたとまでいうことはできない。

なお、仮に、平成27年改正の附則が抜本的な見直しをする終期とした平成31年の通常選挙の施行までに本件のような違憲状態が継続した場合、その時点では、平成24年大法廷判決の言渡しから6年半以上が経過することになる。その場合の立法不作為は、平成27年大法廷判決が示す期間の長短以外の事情を考慮するとしても、合理的な期間を超えたものとして、国会の裁量権の限界を超えたものと評価される蓋然性が高い。

(以上)